

第三十一次會議
文
教
委
員
會
議
錄
第
三
號

(刷換分)

昭和三十四年一月十二日
坂田道太君が委員長を辞任した。
同月二十七日

昭和三十四年一月三十日(金曜日)

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事木村 武雄君 理事原田 憲君

理事小牧 次生君 理事辻原 弘市君

木村 守江君
小林 絹治君

谷川 和穗君
福田 赳夫君

八木 徹雄君
山本 勝市君

西村 力弥君 堀 昌雄君

本島百合子君 山崎 始男君

出席國務大臣

文部大臣 橋本 龍伍君

出席政府委員

文部事務官
初等中等教育
内務省三郎官

初等中等教育 内藤 馨三郎 君
局長

文部事務官

（大学学術局長）
緒方 信一君

委員外の出席者

文部事務官

（大臣官房総務） 齋藤 正君
参事官

專門員 石井 勲君

昭和三十三年十二月二十四日
委員高橋英吉君辭任につき、その補
欠として稻葉修君が議長の指名で委
員に選任された。
同月二十五日

として高橋英吉君が議長の名指で委員に選任された。

委員坂田道太君及び世耕弘一君辭任につき、その補欠として灘尾弘吉君及び三木武夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員増田甲子七君辭任につき、その補欠として小林絹治君が議長の指名で委員に選任された。

理事曰井莊一君一月二十七日委員長就任につき、その補欠として稻葉修君が理事に当選した。

昭和三十四年一月二十六日
盲学校、聾学校及び養護学校への就
学奨励に関する法律の一部を改正す
る法律案（内閣提出第五六号）
国立学校設置法の一部を改正する法
律案（内閣提出第五七号）

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出第七七号)

高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する請願外三十件（并手以誠君紹介）（第二八号）
同外一件（亀山孝一君紹介）（第二九号）
同（園田直君外一名紹介）（第三〇号）

の大本になる問題でございます。本
来その日その日の問題というよりは、
まさしくその全部が国家百年の大計の
今日の問題というところに相なると存じ
ます。私もそのつもりで教育に關しま
する基本法規の趣旨を尊重し、前大臣
のあとを踏襲いたしまして、一生懸命
に仕事をやって参りたいと思ひます。
今日の教育は明日後日のわが国を決
定するものでございまして、責任のま
こと重大なことを痛感をいたす次第で
ございす。もう多く申し上げる必要
もございせんし、三十四年度の予算
に盛り込まれた当面の文教政策につ
きましては、前大臣のあとを受けてこ
の成果を上げるように努めて参るつ
りでございます。これにつきまして
は、近いうちに機会をちょうだいいた
しまして、予算内容についての概略の
御説明を申し上げ、またその運営の
いたし方について、各位の御指示も仰
ぎたいと考へておる次第でございます。

○日井委員長 次に盲学校、聾学校及
び養護学校への就学奨励に關する法律
の一部を改正する法律案を議題といた
します。提案理由の説明を求めます。
橋本文部大臣。

盲学校、聾学校及び養護学校への
就学奨励に關する法律の一部を改
正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への
就学奨励に關する法律の一部を改
正する法律案

盲学校、聾学校及び養護学校への
就学奨励に關する法律(昭和二十九
年法律第百四十四号)の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項中「第一号及び第二
号に掲げるもの」を「第一号から第
三号までに掲げるもの(付添人の付
添に要する交通費を除く。)」に改め
る。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一
日から施行する。

理由

盲学校、聾学校及び養護学校の高
等部に就学する者についても通学又
は帰省に要する交通費の全部又は
一部を支弁する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由であ
る。

○橋本文部大臣 今回政府から提出し
たしました盲学校、聾学校及び養護学
校への就学奨励に關する法律の一部を
改正する法律案につきまして、その提
案の理由及び内容の概略を御説明申し
上げます。

盲学校、聾学校及び養護学校への就
学奨励に關する法律(昭和二十九年に
制定されました以来、これらの学校へ
の就学の奨励はきわめて大きな効果を
おさめてきておりますが、高等部の生
徒に対する就学の援助については従来
なお徹底を欠くうらみがありましたの
で、今回この法律の一部を改正し、生
徒の通学または帰省に要する交通費を
新たに就学奨励費の対象に加えること
としたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました
理由およびその内容の概略でありま
す。何とぞ十分御審議の上、すみやかに
御賛成下さるようお願い申し上げます。

○日井委員長 次に国立学校設置法の
一部を改正する法律案を議題といたし
ます。その提案理由の説明を聴取いた
します。橋本文部大臣。

国立学校設置法の一部を改正する
法律案

国立学校設置法の一部を改正する
法律案

国立学校設置法(昭和二十四年法
律第百五十号)の一部を次のように
改正する。

第三条の二第一項中「熊本大学」
を「熊本大学
鹿兒島大学」に改める。

第三条の三第二項の表中

電気通信大学 短期大学部	東京都	電気通信大学
新潟大学商業 短期大学部	新潟県	新潟大学
富山大学経営 短期大学部	富山県	富山大学
岐阜大学工業 短期大学部	岐阜県	岐阜大学

に改める。

第八条の見出しを「(名称及び位
置)」に改め、同条中「名称、位置及
びその国立高等学校に包括される学
校」を「名称及び位置」に改め、同条
の表、中学校教育法第九十八条の規定
による学校で、上欄の国立高等学校
に包括されるものの欄を削る。

附則
この法律は、昭和三十四年四月一
日から施行する。

理由

昭和三十四年度における国立大学
の大学院及び国立短期大学の施設等
について規定する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由であ
る。

○橋本文部大臣 このたび政府から提
出したしました国立学校設置法の一部
を改正する法律案につきまして、その
提案理由及び内容の概要を御説明申し
上げます。

この法律案は、昭和三十四年度にお
ける国立大学の大学院および国立短期
大学の施設等について規定するもので
あります。

まず、国立大学の大学院の新設につ
きましては、鹿兒島大学に大学院を置
き、医学に關する教育研究の進展をは

かるために医学研究科を設置すること
としたものであります。

第二は、国立短期大学の施設に關す
るものであります。新潟大学商業短
期大学部、富山大学経営短期大学部及
び岐阜大学工業短期大学部をそれぞれ
新潟大学、富山大学および岐阜大学に
併設することとしたしました。これら
はいずれも夜間において授業を行うも
のであります。勤労青年の進学希
望にこたえようとするものでありま
す。

以上のほか、国立商船高等学校に包
括されて経過的に存続しておりました
旧制の商船学校の廃止に伴い、これに
關する規定を整理いたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び内
容の概要であります。何とぞ十分御審
議の上、御賛成下さるようお願い申し
あげます。

○日井委員長 次に就学困難な児童及
び生徒のための教科用図書の給与に対
する国の補助に關する法律の一部を改
正する法律案を議題といたします。提
案理由の説明を聴取いたします。橋本
文部大臣。

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書への給付に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書への給付に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書への給付に対する国の補助に關する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

題名中「教科用図書」の下に「及び修学旅行費」を加える。

第一条中「教科用図書」の下に「及び修学旅行費」を加える。

第二条の各号列記以外の部分中「学齢児童」の下に「(以下「児童」といふ。」「を、」学齢生徒」の下に「(以下「生徒」といふ。」「を、」保護者」の下に「(以下「保護者」といふ。」「を、」教科用図書」の下に「(以下「教科用図書」といふ。」「を加え、」又はその購入費」を若しくはその購入費又は小学校の第六学年の児童若しくは中学校の第三学年の生徒に係る修学旅行費に改め、同条第一号中「その学齢児童又は学齢生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者である者を除く」を教科用図書又はその購入費の給付については、同法第十三条の規定によりその児童又は生徒に係る教育扶助が行われている場合の保護者である者を除く」に改める。

第三条の見出しを「(補助の基準及び範囲)」に改め、同条中「基準」の下に「及び範囲」を加える。

附則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行し、昭和三十四年度において実施される修学旅行から適用する。

理由

経済的理由によつて就学困難な児童及び生徒のため修学旅行費の給付を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○橋本國務大臣 今回政府から提出いたしました就学困難な児童及び生徒のための教科用図書への給付に対する国の補助に關する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在、経済的な理由により就学困難な事情にある児童及び生徒に対しましては、義務教育の円滑な実施に資するため、教科用図書、学校給食及び医療に要する経費について、国の補助の制度が設けられておりますが、今回新たに修学旅行費について国の補助の制度を創設したいと存するのであります。すなわち、小学校及び中学校における修学旅行は、教育課程の一環として編成実施されておられ、その教育効果には見るべきものがあるものであります。これに要する費用は、困難家庭に対して相当の経済的負担となります関係が

ら、一生の思い出ともなるべき修学旅行に参加できない児童生徒が少なくないのであります。かかる困難家庭の児童生徒を修学旅行に参加させ、もつて義務教育の円滑な実施に資する趣旨から、国といたしましては、教科用図書等と同様の援助を与える必要があると考え、就学困難な児童及び生徒のための教科用図書への給付に対する国の補助に關する法律に所要の改正を加えることといたしました。すなわち、市町村が困難家庭の児童生徒に対し修学旅行費を給付いたしました場合には、国は、予算の範囲内で、これに要する経費の一部を市町村に補助することとしたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○白井委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました三法案に対する質疑は追つてこれを行うことといたします。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三分散会